

会員に関する規定

定款第 11 条により、会員に関して規定する。

1. 会員の区分、定義および権利を下表に示す。

区分		会員の種類			
		正会員	賛助会員	特別会員	準会員
会員の定義		正会員は本会の目的に賛同し、抗菌加工製品、防カビ加工製品、 抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤または防カビ剤 を製造もしくは販売する法人又は抗菌加工製品をサービスとして提供する法人であって、理事会において別に定める入会審査に適格と認められた者とする。	本会の目的に賛同し、抗菌加工製品、防カビ加工製品、 抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤または防カビ剤 の製造、利用技術および評価技術に関心がある団体であって、理事会の承認を得た者とする。	大学等の教育機関および公的な機関・団体に所属する学識経験者、または実務経験が豊富であり本会の運営に助言できる者であって、理事会において推薦された者とする。	抗菌加工製品、 防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、業務用除菌膜施工用塗材、抗菌剤または防カビ剤 の上市予定があり、知見を得るため入会を希望する者、あるいは、流通関係者等で、広く抗菌加工製品、防カビ加工製品、 抗ウイルス加工製品または業務用除菌膜施工用塗材 を取り扱っており、知見を得るため入会を希望する者、であって入会審査で適格と認められた者。
運営への参加	総会への参加	○	○	○	○ (但し、オブザーバーとして)
	役員 (理事・監事)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	×
	役員(会長、副会長、専務理事)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	○ (常任理事会推薦)	×

機密保持レベル D

活動への参加	入会・自主管理委員会	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	○ (理事会の承認要。その他、学識経験者等から選任する)	×
	各中央委員会 正副委員長	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	×
	各中央委員会 委員	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○
	各技術委員会 正副委員長	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	○ (理事会の承認要)	×
	各技術委員会 委員	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○ (委員長の承認要)	○
S I A Aマーク表示		○	—	—	○ (マーク 0 を使用)

制定：平成 10 年 6 月 24 日

改訂：平成 11 年 6 月 2 日

改訂：平成 16 年 6 月 9 日

改訂：平成 19 年 5 月 21 日

改訂：平成 20 年 5 月 19 日

改訂：平成 24 年 5 月 11 日

改訂：2021 年 12 月 14 日

(業務用除菌膜施工用塗材の登録は 2022 年 4 月 1 日から運用する)